点検結果表(規制の事前評価)

		障害を理由とする	る差別の解消に	関し、主務大臣の	の事業		
政策の名称		者に対する対応指針に定める事項についての報告徴 府省名 原				内閣府	
		収、助言、指導及び勧告の権限の新設並びに報告の徴				P 引各]/内	
		収に対する担保としての罰則の新設					
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□そのf	也
		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律					
規制の区分		■新設等 □緩和 □廃					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり □説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
(5)		□金銭価値化	□定量化	□ 5	产性的記述	□分析なし	
6	別がりが打	□費用便益分析	□費用効果分析	斤 □費用分析	■定性的な分析	□分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	□設定あり	□想定される代替案なし ■設定なし				*
	8 代替案との 比較	□費用・便益でり	更益で比較 □費用で比較 □便益で比較 ■比較なし				
⑨ レビューを行う 時期又は条件 ■設定あり					:1		
【課題の説明】							
		3V 8F 3 3F F 7 7 7 7					

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、分析の結果を示していないが、 本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

また、評価書において、「罰則を適用することが適切である」と分析結果を記載しているが、その根拠が記載されていない。

○ 内閣府の説明

「5 政策評価の結果」において、主務大臣に報告徴収等の権限が与えられない場合の不利益について 記述しており、かかる不利益が生じないという便益が、主務大臣に報告徴収等の権限が与えられることが もたらす費用を正当化できることは明らかであると認識。

また、罰則については報告徴収という規制の担保手段であり、報告徴収と一体のものとして評価を行っているものと整理している。報告徴収は、主務大臣による助言、指導及び勧告を行う前提として行われることが想定されるところ、報告徴収が適切に行われない場合、障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われる状況にありながら適切な是正指導を行えない事態になることが懸念される。

仮に罰則を設けず、報告徴収を事業者の任意の協力に係らしめた場合、こうした是正指導を通じた自主的な差別解消の促進にも支障が生じるのみならず、本法の実効性が損なわれるおそれがある。主務大臣による一定の関与を行うことにより事業者による障害を理由とする差別の解消のための自主的な取組を促すという本規制の目的に照らして、報告徴収の実効性の確保は極めて重要であり、罰則のない報告徴収の仕組みは本法においては観念し得ないものと考える。

≪代替案の設定に係る補足説明≫

○ 当省の照会

代替案について、「主務大臣に対し、事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する規定の施行に関し報告徴収、助言、指導、勧告の諸権限を与えない。」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 内閣府の説明

本規制は、主務大臣が事業者に対し一定の関与を行うことにより、事業者による障害を理由とする差別の解消のための自主的な取組を促すことを目的とするものである。

代替案について、「主務大臣に対し、事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する規定の施行に関し報告徴収、助言、指導、勧告の諸権限を与えない」以外に、例えば、報告徴収、助言、指導、勧告に加え、命令の権限を与えることが考えられるが、命令には強制力を伴うことになるため、事業者による自主的な取組を促すという本来の目的から逸脱することになるため、想定できる代替案としてはふさわしくなく、代替案は想定していない。